

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第9節 無条件免税</p> <p>(内廷用品の無条件免税)</p> <p>14-1 法第14条第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。<u>なお、上皇及び上皇后に関しては、それぞれ天皇及び皇太后の例による。</u>            (1)～(3) (省略)</p>	<p>第9節 無条件免税</p> <p>(内廷用品の無条件免税)</p> <p>14-1 法第14条第1号<u>《天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品の無条件免税》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。            (1)～(3) (同左)</p>